総合政策課からのお知らせ

▼(財)自治総合センターのコミュニティー助成事業を募集します

■コミュニティー助成事業とは

（財）自治総合センターが、宝くじの収益金の一部を活用して地域のコミュニティー活動（町内会、自治会などの活動）に助成を行い、地域社会の健全な発展と宝くじの普及広報を行うものです。

■申請方法

（1）募集期限　10月20日（月）まで

（2）実施要綱・申請書　（財）自治総合センターのホームページでダウンロードできます。

（3）申請先　受け付けは町（総合政策課企画調整班）で行い、岩手県を通して（財）自治総合センターに提出されます。

■助成の決定　（財）自治総合センターで審査が行われ、助成の有無が決定します。申請しても採択されない場合がありますのでご注意ください。

問 総合政策課 企画調整班
TEL 0193（42）8724

助成事業の名称	対象になる団体・条件	助成額
一般コミュニティー助成事業	町内会・自治会などがコミュニティー活動に直接必要な設備の整備をする場合（例：テントなどのイベント用品、椅子、机、コピー機など集会施設の備品、太鼓や法被、提灯などのお祭り用品など）。	100万円から250万円まで（100万円以上で10万円単位）
青少年健全育成助成事業	町内会・自治会などが青少年の健全育成のため、主として親子で参加する事業を実施する場合（スポーツ・レクリエーション活動、文化・学習活動、その他コミュニティー活動のイベントなど）。	30万円から100万円まで（30万円以上で10万円単位）

生涯学習課からのお知らせ

▼大槌町成人式を開催します

■日時　平成27年1月11日(日)13時から

■会場　城山公園体育館

■対象　平成6年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方で、町内に住所を有する方および町出身者で式典に出席を希望する方

■参加申込方法

①11月1日現在、大槌町内に住所を有している方

11月末日までに、往復はがきで成人式案内を郵送しますので、出席の有無を記入の上、12月5日（金）までに返送してください。

②町外に住所を有する大槌町出身者で、大槌町成人式に出席を希望する方

12月12日（金）までに電話で申し込んでください。

※締め切り以降の申し込みの場合、資料に氏名を掲載できない場合もありますのでご了承ください。

※住所が変更になった方で、郵便局に転送届けを出していない方は転送の手続きをお願いします。

※申し込みをしていない方でも、当日出席することは可能です。

問 生涯学習課 社会教育文化班
TEL 0193（42）2300
FAX 0193（42）3031

▼ふるさと大槌学講座 受講者募集「伊能忠敬が歩いた道」

江戸時代に精度の高い日本地図を作成した伊能忠敬は、1801年に岩手県沿岸を訪れました。伊能が記した沿海日記には、前川家の記載があり、前川文書には伊能が訪問した記録があります。伊能忠敬が行った測量はどのようなものであったか紐解きます。

■日時　10月13日(月・祝)　15時～17時

■会場　中央公民館　大会議室

■講師

○星埜由尚（伊能忠敬研究会特別顧問、〈社〉日本測量協会副会長、元国土地理院長）

○佐々木健（生涯学習課長）

■受講料　無料

■対象　どなたでも

■申し込み　氏名・年齢・電話番号・住所・希望する講座名を生涯学習課にご連絡ください。

本講座は、文部科学省委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」の一つです。また、「いわて教育の日」関連行事です。

問 生涯学習課 社会教育文化班
TEL 0193（42）2300
FAX 0193（42）3031

復興推進課からのお知らせ

▼一定面積以上の土地取引は届出が必要です

一定面積以上の大規模な土地取引をされた場合、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

土地売買などの契約を結んだ日から2週間以内に、その土地が所在する市町村の担当窓口へ土地売買等届出書を提出してください。大槌町における届出が必要な面積は次のとおりです。

■都市計画区域内
5000㎡（約1500坪）以上

■都市計画区域外
10000㎡（約3000坪）以上

問 復興推進課 事業推進班
TEL 0193（42）8714

岩手県　環境生活部環境保全課
TEL 019（629）5269

商工観光課からのお知らせ

▼「はかり」定期検査の日程について

9月5日号の広報でお知らせしていました「はかり」の定期検査について、左記の日程で実施します。

■検査日時

①10月15日（水）　13時～14時

②10月16日（木）　9時～12時

■検査会場　城山公園体育館1階入口付近

※検査を受けられる方は、いずれかの検査日程で会場にお越しください。

問 商工観光課
TEL 0193（42）8725

被災者支援室からのお知らせ

仮設住宅の退去・適正利用について

現在、応急仮設住宅やみなし仮設住宅に入居されている人は次の①～③のとおり、住宅再建を終了した場合、速やかに新居に転居し、仮設住宅を退去しなければなりません。

住宅再建とは、①災害公営住宅に入居したとき　②新しく住宅を建設・購入したとき　③住宅の補修が完了したとき　④その他住宅を再建したとき（賃貸物件への転居等）となっています。生活の実態を新居に移した後、1ヵ月以内を目安として退去をお願いします。

また、現在岩手県内の各市町村において仮設住宅の不適正利用が問題となっており、大槌町も例外ではありません。仮設住宅は、災害による住宅全壊などにより住家がない被災者に対し、応急的な居住の場として提供するものであり、物置や一時帰省などの家屋としては提供できません。そのように使用している方は、速やかに仮設住宅を退去（返還）いただくようお願いします。

仮設住宅の退去の手続きについて

退去の日が決まってから遅くとも退去の３日前までには、被災者支援室まで退去予定日と時間をお知らせいただくようお願いします。手続の方法や手順は、次のとおりです。

1　引越しが決まり次第、被災者支援室に連絡してください。

・被災者支援室と退去の立会い（部屋の点検と鍵の返却）の日時を調整してください。
・「応急仮設住宅退去届」の記入・提出と、「入居決定通知書」の提示（退去立会の時も可）をお願いします。

2　住居の原状回復（※入居前の状態に戻すこと）をお願いします。

退去時は家財を搬出した後に、住宅の内部、外回りをくまなく清掃してください。次の方が気持ちよく入居できるようにご協力をお願いします。

■清掃していただく場所
①各部屋、風除室、物置、建具、ガラス
②エアコン（フィルター）
③トイレ、浴室、④台所、換気扇
⑤郵便受け（空になっていることを確認）
※破損箇所がある場合には、検査前に必ず自分で修繕してください。
※個人で取りつけたもの（BSアンテナ、増設したアンテナ線、棚など）がある場合には、必ず撤去してください。

■持ち出していただくもの
①家電６点セット（冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、電子レンジ、テレビ、電気ポット）
②扇風機、掃除機、ファンヒーター（ご支援品：ダイニチ工業製）
③下駄箱、レンジ台
④日用品（布団、生活雑貨）など

■持ち出してはいけないもの
①岩手県が配備した暖房器具（ファンヒーター〈トヨトミ製〉、電気こたつ〈布団含む〉、ホットカーペットのうち、希望したもの１点）
②畳、カーテン、網戸、風呂のふた、物置
③エアコン、リモコン
④ガスコンロ、給湯設備、浄水器（ろ過カートリッジ含む）
⑤照明器具、電球、⑥消火器
⑦洗濯機の排水口のエルボ、⑧各設備の取扱説明書
※岩手県はエアコンなどの備品の無償譲渡の方針を発表しましたが、本町では未だ仮設住宅の利用希望が多いため、実施していません。実施が決定しましたら別途お知らせします。

3　住所変更、ライフラインなど（電気、ガス、水道、電話、郵便）の手続きをお願いします。

・役場町民課で住所変更の手続きを行ってください。
・新居に住み始めてから１４日以内に住民異動届（転居届、転出届）の提出をお願いします。
・ライフラインなど（電気、ガス、水道、電話、郵便）の手続きが必要です。

みなし仮設住宅（民間賃貸住宅）の退去手続きについて

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅（みなし仮設住宅）を退去するときは、県に「民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅解約申出書」を提出してください。または、電話で事前に連絡してください。

原則として、退去予定日の40日前までに届け出が必要になりますが、近々に退去される方は、まずは電話で連絡してください。

※「民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅解約申出書」は岩手県のホームページからダウンロードできます（岩手県ホームページ　http//.pref.iwate.jp みなし仮設で検索）

問・町内仮設住宅について　被災者支援室　TEL 0193-42-8718
・みなし仮設住宅について　岩手県復興局生活再建課被災者支援担当　TEL 019-629-6917